

身体障害者等に対する軽自動車税（種別割）減免基準表

対馬市では、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（以下「身体障害者等」と言います）で一定の要件を満たす場合、日常生活に不可欠な手段となっている軽自動車について、軽自動車税（種別割）の減免を行っています。

○減免対象者の範囲

障害の程度は、手帳そのものの等級ではなく「障害の区分（内臓の場合は臓器別）」ごとの障害等級により判断されます。（下肢を含む複合障害の場合のみ、手帳の等級で判断します。）

障害の区分		障害の程度		
		○身体障害者等が自ら運転する場合（本人運転）	○身体障害者等のために生計を一にする者が運転する場合（家族運転） ○身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者が運転する場合（常時介護者運転）	
身体障害者手帳	視覚障害	1級～3級・4級の1	1級～3級・4級の1	
	聴覚障害	2級・3級	2級・3級	
	平衡機能障害	3級	3級	
	音声機能障害	3級（喉頭摘出による音声機能障害に限る。）		
	上肢不自由	1級・2級	1級・2級	
	下肢不自由	① 1級～6級 ② 7級で他の障害を複合する場合は、手帳が1級・2級	① 1級～3級 ② 4級～7級で他の障害を複合する場合は、手帳が1級・2級	
	体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級	1級・2級
		移動機能	1級～6級	1級～3級
	【内臓】心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の機能障害	1級・3級	1級・3級	
	肝臓の機能障害	1級～3級	1級～3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	1級～3級	
戦傷病者手帳	視覚障害	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症	
	聴覚障害	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症	
	平衡機能障害	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症	
	音声機能障害	特別項症～第2項症（喉頭摘出による音声機能障害に限る。）		
	上肢不自由	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症	
	下肢不自由	特別項症～第6項症・第1款症～第3款症（旧第3款症は対象外）	特別項症～第3項症	
	体幹不自由	特別項症～第6項症・第1款症～第3款症（旧第3款症は対象外）	特別項症～第4項症	
	【内臓】心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓の機能障害	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症	
療育手帳	重度（A1、A2）	重度（A1、A2）		
精神障害者保健福祉手帳	1級（自立支援医療受給者証交付のものに限る。入院者は除く。）	1級（自立支援医療受給者証交付のものに限る。入院者は除く。）		

※再認定日（継続日）を経過した身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳は対象外となります。

軽自動車税（環境性能割）についても同一の基準です。

詳しくは、市役所 税務課または各振興部、行政サービスセンターへお尋ねください。